

第9回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月5日（木）午後2時

2. 開催場所 立花市民センター

3. 出席農業委員（20名）

1 番 中村 輝義	2 番 大坪 知美子	3 番 服部 正文
6 番 池尻 律芳	7 番 平井 照也	8 番 塩塚 義治
9 番 樋口 重樹	11 番 國武 覚	12 番 溝田 耕一
13 番 仁田原 一太	14 番 八田 久男	15 番 田形 隆徳
16 番 大津 達喜	17 番 伊藤 正博	18 番 小川 哲郎
19 番 松本 敬介	20 番 井手 洋一	22 番 丸林 京市
23 番 堤 正義	24 番 月足 靖彦	

4. 出席最適化推進委員（8名）

2 番 池田 和本	4 番 生武 光雄	6 番 中島 敏彦
11 番 大隈 弘志	16 番 延 和洋	25 番 浅田 文男
35 番 野中 昭男	41 番 栗原 英喜	

5. 欠席委員 農業委員（4名）

4 番 牛島 孝之	5 番 仁賀木 義文	10 番 高山 和典
21 番 原 義博		

6. 欠席委員 最適化推進委員（1名）

12 番 上村 洋治

7. 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

報告第 17号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第 41号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第 42号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について

報告第 18号 農地法施行規則第29条の規定による報告について

報告第 19号 農地改良行為の届出について

議案第 43号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第 44号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

8. 農業委員会事務局職員

局長 栗原 勝久 次長 信國 美保子 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑美
黒木支所 森松 和久 立花支所 中園 弘一 木下 瑠璃花
上陽支所 松尾 誠 星野支所 山口 輝信 矢部支所 小柳 徹郎

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議 長	皆様こんにちは。台風10号が九州から日本列島を縦断しましたが、九州では南部の方で被害が大きく農作物等にも大きな被害がでていたようです。台風から離れた地域でも豪雨による被害が多発しておりました。幸い私たちの地域は、台風による被害や農作物等の被害も少なく安堵しております。それでは本日は令和6年度第9回農業委員会総会を開催いたしましたところ委員各位には大変お忙しい中にご参集くださいまして誠にありがとうございました。ただいまより農業委員会総会を開会いたします。 日程 第1・会議の成立 只今の出席委員の数は農業委員<u>20名</u>、 農地利用最適化推進委員<u>8名</u>であります。 会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。 日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、8番 塩塚 義治 委員、9番 樋口 重樹 委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので、そのように決定いたしました。 日程 第3・議案の上程を行います。 事務局お願いいたします。
-----	--

	(案件朗読) 事務局朗読のとおり報告3件・議案4件を一括議題といたします。 それでは1ページをお願いします。 報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について説明をお願いします。
事務局	ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については7件です。総合計については、3ページをご確認ください。 解約のあった土地15筆のうち田13筆、畑2筆、合計面積12,230㎡です。 それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、書類を受理致しました。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。 本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。4ページをお願いします。 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について番号1番の説明を最適化推進委員6番をお願いします。
推進委員 6番	番号1番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の自家消費による所有権移転売買の申請です。 譲り受け人は、母方の実家が農業をされており、幼少の頃より農業の手伝いをされておりました。母親や兄弟と一緒に野菜や果樹等を作付けされ、当面は主に自家消費、収穫が安定したら余剰分は道の駅や直売所等での販売を予定されております。
議長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。

農業委員 1 1 番 議 長 推進委員 2 5 番	質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 2 番の説明を農業委員 1 1 番お願いします。 番号 2 番についてご説明いたします。譲り渡し人ほか 7 名の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。申請地は、譲り受け人の自宅南側に位置しており、自家消費分の野菜を栽培される予定です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 3 番の説明を最適化推進委員 2 5 番お願いします。 番号 3 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の自家消費による所有権移転売買の申請です。 譲り受け人は、申請地に隣接する住宅を取得されており、家庭菜園の農地として利用される予定です。
--	---

議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号４番の説明を最適化推進委員３５番お願いします。
推進委員 ３５番	番号４番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号５番の説明を農業委員６番お願いします。
農業委員 ６番	番号５番についてご説明いたします。譲り渡し人の子への贈与 と、譲り受け人の親からの受贈による所有権移転贈与の申請で す。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。

農業委員 16番 議長 事務局	質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番の説明を農業委員16番お願いします。 番号6番についてご説明いたします。譲り渡し人の親族への贈与 と、譲り受け人の親族からの受贈による所有権移転贈与の申請で す。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 6ページをお願いします。 議案42号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用 集積計画の決定の処理について事務局より説明をお願いします。 本案件は、八女市農用地利用集積計画について、八女市長から本 委員会に対して決定を求められているものでございます。 今回は、所有権移転の案件が6件ございます。 番号1番、こちらを譲り渡し人より福岡県農業振興推進機構へ売
--	--

議 長	買により所有権移転されるものです。 番号2番、こちらを譲り渡し人より福岡県農業振興推進機構へ売買により所有権移転されるものです。 番号3番、こちらを譲り渡し人より福岡県農業振興推進機構へ売買により所有権移転されるものです。 番号4番、こちらを譲り渡し人より福岡県農業振興推進機構へ売買により所有権移転されるものです。 番号5番、こちらを譲り渡し人より福岡県農業振興推進機構へ売買により所有権移転されるものです。 番号6番、こちらを譲り渡し人より福岡県農業振興推進機構へ売買により所有権移転されるものです。 事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 8ページをお願いします。 報告第18号 農地法施行規則第29条の規定による報告について番号1番について事務局より説明をお願いします。
事務局	まず、29条についてご説明いたします。農地を市町村等が学校、社会福祉施設、病院又は市役所、特別区の区役所若しくは町村役場のために転用する場合を除き、土地収用対象事業の用に供する

	場合は許可を要しないこととなっております。県へも確認しましたが、対象の消防署については許可不要との回答を得ております。農業委員会に届け出ることは法令上の義務ではございませんが、農地台帳を管理するために報告をしていただいております。それでは番号1番についてご説明いたします。申請地は、八女市納楚にあるドラッグストアコスモス納楚店を東へ50mほど進んだ農地です。この土地を八女市消防本部・消防署庁舎用地として利用するための申請です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。 9ページをお願いします。 報告第19号 農地改良行為の届出について番号1番の説明をお願いします。
事務局	番号1番についてご説明いたします。申請地は、前古賀工業団地より東へ400メートルほど進んだ農地です。この土地を客土し、野菜の作付けをされるための申請です。隣接する農地の同意報告もあります。 続けて番号2番についてご説明いたします。申請地は、前古賀工業団地より東へ400メートルほど進んだ農地です。この土地を客土し、野菜の作付けをされるための申請です。隣接農地の同意報告もあります。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。 10ページをお願いします。 議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について番号1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局	番号１番についてご説明いたします。申請地は、祈祷院郵便局より南へ２０メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読）この土地を、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地は本人所有であり、承諾は必要ありません。水利の承諾はとれており、問題はないと思います。 農地区分は、宅地化の状況から見て市街化が見込まれてくる区域内にある農地であって、第二種農地と判断します。
事務局	現地調査の報告を農業委員１１番お願いします。
農業委員 １１番	８月２６日に現地調査を行った結果、生活雑排水については、浄化槽で処理され、北側水路へ排水されます。雨水も同様に北側水路へ放流される計画です。周辺農地への影響等、問題はないと思います。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 １１ページをお願いします。 議案第４４号 農地法第５条の規定による許可申請書の処理について番号１番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	おおむね１０ｈａ以上の規模の一団の農地の区域内にある農地

議 長	であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。 続いて最適化推進委員2番説明をお願いします。
推進委員 2番	番号1番についてご説明いたします。申請地は、県営宅間田住宅より東へ100メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読）この土地を使用貸借で譲り受けられて専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を農業委員16番をお願いします。
農業委員 16番	8月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水は浄化槽で処理され、雨水とともに北東側側溝へ放流される計画です。隣接する農地への影響等、問題はないと思います。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。はい農業委員20番どうぞ。
農業委員 20番	議案書の面積何㎡のうち何㎡を申請とありますが、これはどういう意味ですか。
事務局	はい、回答させていただきます。農地が4筆に分かれておりますが、分筆はせずに測量して分けて農地転用する形になります。

農業委員 20番	という事は4つの土地を少しずつ分けた総面積323.82㎡を転用するという事ですね。
事務局	はい、測量して合計323.82㎡転用する形です。
農業委員 20番	分かりました。
議長	はい、それでは質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号2番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。
議長	続いて最適化推進委員4番説明をお願いします。
推進委員 4番	番号2番についてご説明いたします。申請地は、国道442号線にありますドラッグストアコスモス納楚店より東へ200メートルほど進んだ農地になります。(議案書朗読) この土地を賃貸借で譲り受けられて店舗用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれて

議 長	おり問題はないと思います。
推進委員 1 1 番	現地調査の報告を最適化推進委員 1 1 番お願いします。
議 長	8 月 2 6 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は下水道で処理され、雨水は敷地内側溝から北側水路及び南側にある敷地内水路へ放流される計画です。隣接農地への影響等、問題はないと思います。 地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号 3 番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、宅地化の状況を見て市街化が見込まれる区域内にある農地であって第 2 種農地と判断します。
議 長	続いて農業委員 1 1 番説明をお願いします。
農業委員 1 1 番	番号 3 番についてご説明いたします。申請地は、八女市立西中学校より南へ 4 0 0 メートルほど進んだ農地になります。(議案書朗読) この土地を譲り受けられて貸住宅用地 1 戸として利用する

	ための申請です。隣接する農地は本人所有であります。水利の承諾はとれており、問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を農業委員 1 6 番お願いします。
農業委員 1 6 番	8 月 2 6 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は下水道で処理され、雨水は西側側溝へ放流される計画です。隣接する農地への影響等、問題はないと思います。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号 4 番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、第 2 種農地と判断します。内容は 3 番と同じです。
議 長	続いて最適化推進委員 1 6 番説明をお願いします。
推進委員 1 6 番	番号 4 番についてご説明いたします。申請地は、岡山保育園より南へ 2 0 0 メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読）この土地を譲り受けられて特定建築条件付売買予定地 4 戸として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾も

	とれており、問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を事務局よりお願いします。
事務局	8月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水は下水道で処理され、雨水は北側側溝へ放流される計画です。隣接する農地への影響等、問題はないと思います。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号5番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、農振農用地と判断いたします。3年を超えない一時転用のため例外的に許可可能です。
議 長	続いて農業委員13番説明をお願いします。
農業委員 13番	番号5番についてご説明いたします。申請地は、矢部支所より東へ2.6km、さらに南へ2キロメートルほど進んだ農地です。(議案書朗読)この土地を賃貸借で譲り受けられて、高圧送電線鉄塔建替工事に伴う部材運搬用の索道基地として利用するための申

議 長

請です。隣接する農地はなく、水利もありません。

推進委員
4 1 番

現地調査の報告を最適化推進委員 4 1 番お願いします。

議 長

8 月 7 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下および地下浸透で問題はないと思います。

地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。
質疑を行います。質疑を終結します。
質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。
以上で議案の審議は全て終了いたしました。これをもって本日の会議を終了いたします。お疲れ様でした。

(閉会宣言 14 時 41 分)

令和 6 年 9 月 5 日

議 長

8 番

9 番